

中華人民共和国省エネルギー法

中華人民共和国主席令第七十七号

「中華人民共和国省エネ法」は2007年10月28日の中華人民共和国第十期全国人民代表大會常務委員會第三十回會議で改正し、可決した。ここに改正後の「中華人民共和国省エネルギー法」を公布し、2008年4月1日から施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2007年10月28日

中華人民共和国省エネルギー法

(1997年11月1日第八期全国人民代表大會常務委員會第二十八回會議で可決、2007年10月28日第十期全国人民代表大會常務委員會第三十回會議で改正)

目 録

- 第一章 総則
- 第二章 省エネルギー管理
- 第三章 合理的使用と省エネルギー
 - 第一節 一般規定
 - 第二節 工業の省エネルギー
 - 第三節 建築の省エネルギー
 - 第四節 交通輸送の省エネルギー
 - 第五節 公共機構の省エネルギー
 - 第六節 重点エネルギー利用部門の省エネルギー
- 第四章 省エネ技術の進歩
- 第五章 奨励措置
- 第六章 法律責任
- 第七章 附則

第一章 総 則

第一条 全社会の省エネルギーを促進し、エネルギー利用効率を高め、環境を保護改善し、経済と社会の全面的協調及び持続的な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 本法でいうエネルギーとは、石炭、石油、天然ガス、バイオマスエネルギーと電力、熱力及びその他直接或は加工、転換を通じて得られる有用エネルギーの各種資源のことである。

第三条 本法で指摘するエネルギーの節約(以下略称して省エネルギーという)とは、エネルギーの使用管理を強化し、技術的に可能な、経済的かつ合理的で、なお且つ環境と社会が受入れられる措置のことで、エネルギーの生産から消費に至る各段階において、消費を削減し、損失と汚染物の排出を減らし、浪費を制止し、有効かつ合理的にエネルギーを利用することである。

第四条 資源の節約は、我が国の基本的国策である。国は節約と開発を平行させ、節約を第一位に置くエネルギー発展戦略を実施する。

第五条 国務院と県級以上の地方各人民級政府は、省エネ活動を国民経済と社会発展計画、年度計画に組み入れ、省エネルギーの中長期特別計画、年度省エネルギー計画の編制と実施を組織しなければならない。

第六条 国は省エネルギー目標責任制と省エネルギー考査評価制度を実行し、省エネルギー目標の完成状況を地方人民政府及びその責任者の考査評価の内容とする。

省、自治区、直轄市人民政府は毎年国務院に省エネ目標責任の履行情況を報告する。

第七条 国は、省エネルギーと環境保全に有利な産業政策を実行し、高消費、高汚染業種の発展を制限し、省エネ環境保全型産業を発展させる。

国務院と省、自治区、直轄市人民政府は、省エネ活動を強化し、産業構造、企業構造、製品構造とエネルギー消費構造を合理的に調整し、企業の単位生産額のエネルギー消費と単位製品のエネルギー消費を削減し、遅れた生産能力を淘汰し、エネルギーの開発、加工、転換、輸送、貯蔵と供給を改善し、エネルギーの利用効率を向上する。

国は新エネルギー、再生可能エネルギーの開発と利用を奨励支持する。

第八条 国は省エネルギー科学技術の研究、開発、実証と普及を奨励支持し、省エネルギーの技術革新を促進する。

国は省エネルギーの普及啓発と教育を展開し、省エネルギー知識を国民教育と養成体系に組み入れ、省エネルギー科学知識を普及し、国民の省エネルギー意識を增強し、節約型消費方式を提唱する。

第九条 如何なる部門と個人も法に基づき、省エネルギーの義務を履行し、エネルギーの浪費行為を告発する権利がある。

新聞メディアは、省エネルギーの法律、法規と政策を普及啓発し、世論監督の役割を發揮しなければならない。

第十条 国務院の省エネルギー活動を管理する部門は、全国の省エネルギー監督管理活動を主管する。国務院の関係部門は、各自の職責範囲内で省エネの監督管理活動を所管し、なおかつ、国務院の省エネルギー活動管理部門の指導を受ける。

県級以上の地方各級人民政府の省エネルギー活動を管理する部門は、本行政区域内の省エネルギー監督管理活動を所管する。県級以上の地方各級人民政府の関係部門は、各自の職責範囲内で省エネルギー活動を所掌し、なおかつ、同級の省エネルギー活動管理部門の指導を受ける。

第二章 省エネルギー管理

第十一条 国務院と県級以上の地方各級人民政府は、省エネルギー活動に対する指導を強化し、省エネルギー活動を配置、協調、監督、検査、促進しなければならない。

第十二条 県級以上の人民政府の省エネルギー活動を管理する部門と関連部門は、各自の職責範囲内で、省エネルギーの法律、法規と省エネルギー基準の執行情況に対する監督検査を強化し、法に基づきエネルギー利用の違法行為を取締まる。

省エネ監督管理職責の履行に当って、監督管理対象から費用を徴収してはならない。

第十三条 国務院の基準化主管部門と国務院の関連部門は、法に基づき、省エネルギーに関連する国家基準、業種基準の制定を組織し、かつ、適時に改正し、省エネルギー

基準体系を確立し完備する。

国務院の基準化主管部門は、国務院の省エネルギー活動管理部門、国務院の関連部門と共同で、エネルギー利用製品、設備の強制的エネルギー効率基準と生産過程におけるエネルギー消費の高い製品に対する単位製品あたりの強制的エネルギー消費限度額基準を制定する。

国は、国家基準と業種基準より厳しい企業の省エネ基準を制定するよう奨励する。

省、自治区、直轄市は、強制的国家基準、業種基準より厳しい地方の省エネルギー基準を制定し、省、自治区、直轄市人民政府が国務院に報告し批准を得る。本法に規定のあるものを除く。

第十四条 建築省エネルギーの国家基準、業種基準は、国務院の建設主管部門が制定を組織し、法定のプロセスに従い発布する。

省、自治区、直轄市人民政府の建設主管部門は、地元の実情に基づき、国家基準或は業種基準より厳しい地方建築省エネルギー基準を制定し、かつ、国務院の基準化主管部門と国務院の建設主管部門に報告し登録する。

第十五条 国は固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価と審査制度を実行する。強制的省エネルギー基準に適合しないプロジェクトに対し、プロジェクト審査、認可機関はその建設を批准或は認可してはならない。建設部門は着工を許されず、すでに竣工したものは生産、使用を禁止する。具体的な方法は国務院の省エネルギー活動管理部門が国務院の関係部門と共同で制定する。

第十六条 国は、立ち遅れたエネルギー消費の高い製品、設備と生産プロセスに対して淘汰制度を実行する。淘汰すべきエネルギー利用製品、設備、生産プロセスの目録と実施方法は、国務院の省エネルギー活動を管理する部門が国務院の関連部門と共同で制定して公布する。

生産過程のエネルギー消費が高い製品を生産する部門は、単位製品エネルギー消費限度額基準を執行しなければならない。単位製品のエネルギー消費限度額基準を超過するエネルギー利用生産部門は、省エネ活動を管理する部門が国務院の規定する権限に基づき期限付きで整備する。

エネルギー高消費の特殊設備に対しては、国務院の規定に基づき、省エネルギー審査と監督管理を実行する。

第十七条 国が明文で発布した淘汰すべきエネルギー利用製品、設備或は強制的エネルギー効率基準に合致しないエネルギー利用製品、設備の生産、輸入、販売を禁止する。国が明文で淘汰を発布したエネルギー利用設備、生産プロセスの使用を禁止する。

第十八条 家電製品など使用面が広く、エネルギー消費量が大きい製品に対し、国は、エネルギー効率標識管理を実行する。エネルギー効率標識管理を実行する製品のリスト及び実施方法は、国務院の省エネルギー活動を管理する部門が、国務院の製品品質監督部門と共同で制定し、公布する。

第十九条 生産者と輸入者は、国のエネルギー効率標識管理製品リストに列挙されたエネルギー利用製品に対しエネルギー効率標識を標注し、製品の包装物或は説明書に説明を加え、かつ、規定に基づき国務院の製品品質監督部門と国務院の省エネ活動管理部門が共同で授権した機構に登録する。

生産者と輸入者は、標注したエネルギー効率標識と関連情報の的確性に対して責任を負う。標注すべき製品にエネルギー効率標識を標注しない製品は販売を許されない。

エネルギー効率標識の偽造、盗用或はエネルギー効率標識を利用した虚偽宣伝を禁止する。

第二十条 エネルギー利用製品の生産者、販売者は、自由意志の原則に従い、国の省エネルギー製品の認証に関する規定に基づき、国務院の認証認可監督管理部門から認可された省エネルギー製品の認証に従事する機構に省エネルギー製品の認証申請を提出する。認証に合格した後、省エネルギー製品の認証証書を取得すれば、エネルギー利用製品或はその包装物に省エネルギー製品認証標識の使用が許される。

偽造した省エネ製品認証標識の使用或は省エネ製品認証標識の盗用を禁止する。

第二十一条 県級以上の各級人民政府の統計部門は、同級の関連部門と共同でエネルギー統計制度を確立完備し、エネルギー統計体系を完備し、エネルギー統計方法を改善規範化し、エネルギー統計データの真実性と完全性を確保する。

国務院の統計部門は、国務院の省エネルギー活動管理部門と共同で、各省、自治区、

直轄市及び主要エネルギー消費業種のエネルギー消費と省エネルギー等の情報を定期的に社会に公布しなければならない。

第二十二条 国は、省エネルギーサービス機構の発展を奨励し、省エネルギーサービス機構が展開する省エネルギーのコンサルティング、設計、評価、検定、監査、認証等のサービスを支持する。

国は、省エネサービス機構が展開する省エネルギー知識の普及啓発と省エネルギー技術訓練を支持し、省エネルギー情報、省エネルギーモデルとその他公益性省エネルギーサービスを提供する。

第二十三条 国は、業種協会が業種の省エネルギー規画、省エネルギー基準の制定と実施、省エネルギー技術の普及、エネルギー消費の統計、省エネルギーの普及啓発養成訓練と情報コンサルティング等諸方面で積極的な役割を發揮するよう奨励する。

第三章 エネルギーの合理的使用と節約

第一節 一般規定

第二十四条 エネルギーの利用部門は、エネルギーの合理的利用原則に基づき、省エネルギー管理を強化し、省エネルギー計画と省エネルギー技術措置を制定実施し、エネルギーの消費を削減する。

第二十五条 エネルギー利用部門は、省エネルギー目標責任制を確立し、省エネルギー一活動の中で成果を上げた集団、個人を褒賞する。

第二十六条 エネルギー利用部門は、省エネルギー教育と職場内の省エネルギー教育を定期的に展開する。

第二十七条 エネルギー利用部門は、エネルギーの計量管理を強化し、規定に基づき法によって検定に合格したエネルギー計量器具を配備し、使用する。

エネルギー利用部門は、エネルギー消費統計とエネルギー利用状況の分析制度を確立し、各種エネルギーの消費に対し分類計量と統計を実行し、エネルギー消費統計データの真実性と完全性を確保する。

第二十八条 エネルギー生産経営部門は、本部門の従業員に対するエネルギーの無償提供を禁止する。如何なる部門もエネルギーの消費に対する無料化の実行を禁止する。

第二節 工業の省エネルギー

第二十九条 国務院と省、自治区、直轄市人民政府は、エネルギー資源の最適化開発利用と合理的配置を推進し、省エネに有利な業種構造の調整を推進し、エネルギー利用構造と企業配置を最適化する。

第三十条 国務院の省エネ活動を管理する部門は、国務院の関係部門と共同で、電力、鉄鋼、非鉄金属、建材、石油加工、化学工業、石炭等、主要エネルギー消費業種の省エネルギー技術政策を制定し、企業の省エネルギー技術改造を促進する。

第三十一条 国は、工業企業が高効率、省エネルギーの電動機、ボイラー、キルン、風力機、ポンプ類等設備の採用を奨励し、熱電連合生産、余熱余圧の利用、クリーンコール及びエネルギー利用観測制御等の先進的技術の採用を奨励する。

第三十二条 電力網企業は、国務院の関係部門が制定する省エネルギー発電指令管理の規定に基づき、クリーンかつ高効率で、規定に合致した熱電併給、余熱余圧を利用した発電ユニット及びその他資源の総合利用の規定に合致した発電ユニットと電力網連系を行い、電力網連結電気価格は、国の関係規定により執行する。

第三十三条 国の規定に合致しない石炭燃焼発電ユニット、燃油発電ユニット、石炭燃焼熱電ユニットの新規建設を禁止する。

第三節 建築の省エネルギー

第三十四条 国務院建設主管部門は、全国の建築省エネルギーの監督管理活動に責任を負う。

県級以上の地方各級人民政府の建設主管部門は、本行政区域内の建築省エネルギーの監督管理活動に責任を負う。

県級以上の地方各級人民政府の建設主管部門は、同級の省エネルギー活動を管理する部門と共同で、本行政区域内の建築省エネルギー規画を編制する。建築省エネルギー規格

は、既存建築の省エネルギー改造も含まれるべきである。

第三十五条 建築プロジェクトの建設、設計、施工と監理部門は、建築省エネルギー規準を遵守しなければならない。

建築省エネルギー基準に合致しない建築工事に対し、建設主管部門は、着工を批准してはならない。すでに着工したものは、施工を停止し、期限付き改正を指令する。竣工したものは、販売或は使用を禁止する。

建設主管部門は、建設中の建築工事に対し、建築省エネルギー基準の執行情況の監督検査を強化しなければならない。

第三十六条 不動産開発企業が家屋を販売する場合、購入者に対し、販売家屋の省エネルギー措置、保温工事の保証期限等の情報を明示し、これを家屋の売買契約、品質保証書と使用説明書に明記し、かつ、その真実性と的確性に責任を負わなければならない。

第三十七条 エアコン暖房、クーラーを使用する公共建築は、室内温度の規制制度を実行しなければならない。具体的方法は、国務院の建設主管部門が制定する。

第三十八条 国は措置を講じて、集中スチーム供給の建築に対し、熱供給戸別計量、熱使用料に基づく料金制度を逐次実行する。新築した建築或は省エネ改造を行った建築に対し、国の規定に基づき熱量計量装置、室内温度規制装置と熱供給系統の制御装置を取付けなければならない。具体的方法は、国務院の建設主管部門が国務院の関係部門と共同で制定する。

第三十九条 県級以上の地方各級人民政府の関係部門は、都市の電気節約管理を強化し、公用施設と大型建築物の景観照明のエネルギー消費を厳格に規制する。

第四十条 国は、新築建築と既存建築の省エネルギー改造の過程で、新型壁材料等省エネルギー材料と省エネルギー設備の使用を奨励し、太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの利用システムの取り付けと使用を奨励する。

第四節 交通輸送の省エネルギー

第四十一条 国務院の交通輸送関係の主管部門は、各自の職責に基づき、全国の交通運輸に関連する分野の省エネルギー監督管理活動を所掌する。

国務院の交通輸送に関連する主管部門は、国務院の省エネルギー活動を管理する部門と共同で、それぞれ関連分野の省エネルギー規画を制定する。

第四十二条 国務院及びその関係部門は、各種交通輸送方式の協調した発展と有効な連繫を指導、促進し、交通輸送構造を最適化し、省エネルギー型交通輸送体系を整備する。

第四十三条 県級以上の地方各級人民政府は、公共交通を優先して発展し、公共交通に対する投入を増やし、公共交通サービス体系を完備し、公共交通機関の利用を奨励し、非動力交通機関の使用を奨励する。

第四十四条 国務院の交通輸送関係の主管部門は、交通輸送の組織管理を強化し、道路、水路、航空輸送企業を誘導して、輸送の組織化程度と集約化レベルを向上し、エネルギーの利用効率を高めなければならない。

第四十五条 国は、省エネルギー環境保全型自動車、オートバイ、鉄道機関車車両、船舶とその他交通輸送機関の開発、生産、使用を奨励し、旧交通輸送機関の廃棄処分、更新制度を実行する。

国は、交通輸送機関のクリーン燃料、石油代替燃料の開発、普及と応用を奨励する。

第四十六条 国務院の関係部門は、交通輸送運営車両、船舶の燃料消費量の限度規準を制定し、基準に合致しないものは、運営用としての使用を禁止する。

国務院の交通輸送関係の主管部門は、交通輸送運営車両、船舶に対する燃料消費検定の監督管理を強化しなければならない。

第五節 公共機構の省エネルギー

第四十七条 公共機構は、節約に励み、浪費を杜絶し、省エネルギー製品、設備を率先して使用し、エネルギー利用効率を向上しなければならない。

本法でいう公共機構とは、全部或は部分的に財政性資金を使用する国家機関、事業部門と団体組織のことである。

第四十八条 国務院と県級以上の地方各級人民政府の機関事務を管理する機構は、同級の関係部門と共同で、本級の公共機構の省エネルギー規画を制定し、その実施を組織する。公共機構の省エネルギー規画には、公共機構の既存建築の省エネルギー改造計画も含まれるべきである。

第四十九条 公共機構は、年度省エネルギー目標と実施方案を制定し、エネルギー消費計量とモニタリング管理を強化し、本級人民政府の機関事務を管理する機構に前年度のエネルギー消費状況を報告する。

国務院と県級以上の地方各級人民政府の機関事務を管理する機構は、同級の関係部門と共同で、管理権限に基づき、本級公共機構のエネルギー消費原単位を制定し、財政部門は、査定額に基づきエネルギー消費支出基準を制定する。

第五十条 公共機構は、本部門のエネルギー利用システムの管理を強化し、エネルギー利用システムの運行が国の関連基準に合致するよう保証しなければならない。

公共機構は、規定に基づきエネルギー監査を行い、かつ、エネルギー監査の結果に基づき、エネルギー利用効率を高める措置を採用する。

第五十一条 公共機構がエネルギー利用製品、設備を購入する場合、省エネルギー製品、設備に関する政府購入リストに列挙された製品の購入を優先しなければならない。国が明文で淘汰を規定したエネルギー利用製品、設備の購入を禁止する。

省エネルギー製品、設備に関する政府購入リストは、省級以上の人民政府の政府購入監督理部門が同クラスの関係部門と共同で制定し、公布する。

第六節 重点エネルギー利用部門の省エネルギー

第五十二条 国は、重点エネルギー利用部門に対する省エネルギー管理を強化する。

エネルギー利用重点部門は次の通りである。

- (1) 年間総合エネルギー消費総量が1万トン標準石炭以上のエネルギー利用部門。
- (2) 国務院の関係部門或は省、自治区、直轄市人民政府の省エネ活動を管理する部門が指定する年間総合エネルギー消費総量が5千トン標準石炭以上、1万トン標準石炭以下のエネルギー利用部門。

重点エネルギー利用部門の省エネルギー管理方法は、国务院の省エネルギー活動を管理する部門が国务院の関係部門と共同で制定する。

第五十三条 重点エネルギー利用部門は、毎年省エネルギー活動を管理する部門に年度エネルギー利用状況を報告しなければ成らない。エネルギーの利用状況には、エネルギーの消費状況、エネルギーの利用効率、省エネルギー目標の完成状況と省エネルギー効果の分析、省エネルギー措置等の内容が含まれる。

第五十四条 省エネルギー活動を管理する部門は、重点エネルギー利用部門が送付するエネルギー利用状況の報告を審査する。省エネルギー管理制度が不完全で、省エネルギー措置が実行されず、エネルギー利用効率が低い重点エネルギー利用部門に対して、省エネルギー活動を管理する部門は、現場調査を行い、エネルギー利用設備のエネルギー効率の検定を組織し、エネルギー監査の実施を指令し、かつ、書面による改善の要求と期限付き改善を提出する。

第五十五条 重点エネルギー利用部門は、エネルギー管理ポストを設立し、省エネルギー専門知識を備え、実際の経験を持つ、中級以上の技術職階を擁する人員の中から、エネルギー管理責任者を招聘し、かつ、省エネルギー活動を管理する部門と関係部門に登録する。

エネルギー管理責任者は、本部門のエネルギー状況に対する分析、評価に責任を負い、本部門のエネルギー利用状況の報告を編制し、本部門の省エネルギー活動の改善措置を提出し、その実施を組織する。

エネルギー管理責任者は省エネルギー養成訓練を受けなければならない。

第四章 省エネルギー技術の進歩

第五十六条 国务院の省エネルギー活動を管理する部門は、国务院の科学技術主管部門と共同で、省エネルギー技術政策要綱を發布し、省エネルギー技術の研究、開発と普及応用を指導する。

第五十七条 県級以上の各級人民政府は、省エネルギー技術の研究開発を政府の科学技術投入の重点分野とし、科学研究部門と企業が進める省エネ技術の応用研究を支持し、省エネルギー規準を制定し、省エネルギーの共通性と鍵となる技術を開発し、省エネ

ギー技術のイノベーションと成果への転化を促進する。

第五十八条 国務院の省エネルギー活動を管理する部門は、国務院の関係部門と共同で、省エネルギー技術、省エネルギー製品の普及目録を制定公布して、先進的省エネルギー技術、省エネルギー製品を使用するようエネルギーの利用部門と個人を誘導しなければならない。

国務院の省エネルギー活動を管理する部門は、省エネルギー重大科学研究プロジェクト、省エネルギーモデルプロジェクト、省エネルギー重点工事の実施を国務院の関係部門と共同で組織する。

第五十九条 県級以上の各級人民政府は、適時適作、多機能補完、综合利用、効果を重んずる原則に基づき、農業と農村の省エネルギー活動を強化し、農業と農村に対する省エネルギー技術、省エネルギー製品の普及応用に必要な資金の投入を増加する。

農業、科学技術などの主管部門は、農業生産、農産品の加工、貯蔵、輸送などの面で省エネルギー技術と省エネルギー製品の応用を支持し、普及し、エネルギー高消費の農業機械と漁業船舶の更新と淘汰を奨励する。

国は、農村におけるメタンガスの発展を支持し、バイオマスエネルギー、太陽エネルギーと風力エネルギーなど再生可能エネルギーの利用技術を普及し、科学的規格、秩序ある発展の原則に基づいて小型水力発電を発展し、省エネ型の農村住宅とカマドなどを普及し、非耕地におけるエネルギー植物の栽培を奨励し、薪炭林などエネルギー林の発展に力を入れる。

第五章 奨励措置

第六十条 中央財政と省級の地方財政は、省エネルギー特別資金を設置し、省エネルギー技術の研究開発、省エネルギー技術と製品の実証と普及、重点省エネルギー工事の実施、省エネルギー普及啓発と教育訓練、情報サービスと表彰奨励等を支持する。

第六十一条 国は、本法第五十八条に規定する普及目録に列挙し、かつ支持を必要とする省エネルギー技術、省エネルギー製品を生産、使用するものに対し、税収優遇等の優遇政策を実行する。

国は財政措置を通じて、省エネルギー照明器具など省エネルギー製品の普及と使用を支持する。

第六十二条 国は、エネルギー資源の節約に有利な税收政策を実行し、エネルギー鉱産資源の有償使用制度を健全にし、エネルギー資源の節約とその採掘利用レベルの向上を促進する。

第六十三条 国は、税收等の政策を運用し、先進的な省エネルギー技術、設備の輸入を奨励し、生産過程でエネルギー消費が高く、汚染のひどい製品の輸出を規制する。

第六十四条 政府購入監督管理部門は、関係部門と共同で、省エネルギー製品、設備の政府購入リストを制定し、省エネルギー製品の認証書を取得した製品、設備を優先して列挙する。

第六十五条 国は金融機構を指導して、省エネルギープロジェクトの貸付支持を増強し、条件に合致する省エネルギー技術の研究開発、省エネ製品の生産及び省エネ技術改造等のプロジェクトに対し、優遇貸付を行う。

国は社会の関係方面を誘導し、省エネルギーに対する資金投入を増やし、省エネルギーの技術改造を加速する。

第六十六条 国は省エネルギーに有利な価格政策を実行し、エネルギー利用部門と個人の省エネルギーを誘導する。

国は財政、価格等の政策を運用して、電力需要側の管理、エネルギー契約管理、省エネルギー自由意志協定等、省エネルギー方法の普及を支持する。

国は、時間別電気価格、季節性電気価格、可中断負荷電気価格などの制度を実行し、電力ユーザーの電気利用負荷の合理的調整を奨励する。鉄鋼、非鉄金属、建材、化学工業とその他主要エネルギー消費業種企業は、淘汰、制限、許可、奨励の四種類に分けて電気価格の差別政策を実行する。

第六十七条 各級人民政府は、省エネルギー管理、省エネルギー科学技術研究と普及応用の中で顕著な成果を上げたものに対し、またエネルギーの嚴重な浪費行為を検挙した部門と個人に対して表彰奨励する。

第六章 法律責任

第六十八條 審査批准或は固定資産投資プロジェクトを許可する機関が、本法の規定に違反し、強制的省エネ基準に合致しないプロジェクトを批准或は許可した場合、直接責任を負う主管人員とその他直接の責任者に対し、法に基づいて処分を与える。

固定資産投資プロジェクトの建設部門が、強制的省エネルギー基準に合致しないプロジェクトを着工したか、或は当該プロジェクトを操業し、使用した場合、省エネルギー活動を管理する部門が、建設の停止或は生産使用の停止、期限付き改造を指令する。改造不可能か、或は期限が切れた後も改造しない生産性プロジェクトは、省エネ活動を管理する部門が、本級人民政府に報告し、国務院の規定する権限に基づき閉鎖を指令する。

第六十九條 国が明文で淘汰を指令したエネルギー利用製品、設備を生産、輸入、販売した場合、偽造した省エネ製品認証標識を使用したり、省エネ製品認証標識を盗用した場合、「中華人民共和国製品品質法」の規定に基づき処分する。

第七十條 強制的エネルギー効率基準に合致しないエネルギー利用製品、設備を生産、輸入、販売した場合、製品品質監督部門が、生産、輸入、販売を停止するよう指令し、法に違反して生産、輸入、販売したエネルギー利用製品、設備と不法所得を没収し、かつ、不法所得の倍以上 5 倍以下の罰金を科し、情状の嚴重なものに対しては、工商行政主管部門が営業許可証書を取り上げる。

第七十一條 国が明文で淘汰を指令したエネルギー利用設備或は生産プロセスを使用した場合、国が明文で淘汰を指令したエネルギー利用設備を没収する。情状が嚴重なものに対しては、省エネルギー活動を管理する部門が意見を提出し、本級の人民政府に報告し、国務院の規定する権限に基づき営業停止或は閉鎖を指令する。

第七十二條 生産部門の単位製品エネルギー消費が、エネルギー利用限度額基準を超え、情状が嚴重で、期限付き整備を経た後も整備の要求に合致しないか、期限が切れても整備しない場合、省エネルギー活動を管理する部門が意見を提出し、本級の人民政府に報告し、国務院の規定する権限に基づき営業停止或は閉鎖を指令する。

第七十三條 本法の規定に違反し、表示すべきエネルギー効率を表示しなかった場合、製品品質監督部門が改正を指令し、3 万元以上 5 万元以下の罰金に処する。

本法の規定に違反し、エネルギー効率標識の登録手続きを取らないか、或は使用したエネルギー効率標識が規定に合致しない場合、製品品質監督部門が期限付きの改正を指令し、1万元以上3万元以下の罰金を科する。

エネルギー効率標識を偽造、盗用した場合、或はエネルギー効率標識を利用して虚偽の宣伝をした場合、製品品質監督部門が改正を指令し、5万元以上10万元以下の罰金に処する。情状が嚴重なものは工商行政主管部門が営業許可証書を取り上げる。

第七十四条 エネルギー利用部門が、規定に反するエネルギー計量器具を配備、使用した場合、製品品質監督部門が期限付き改正を指令し、期限が切れても改正しない場合は、1万元以上5万元以下の罰金を科する。

第七十五条 エネルギー統計資料を偽造したり、改竄したり、又は事実を隠蔽して報告した場合、或は虚偽のエネルギー統計データを捏造した場合、「中華人民共和国統計法」の規定に基づいて処分する。

第七十六条 エネルギーのコンサルティング、設計、評価、検定、監査、認証などのサービスに従事する機構が、偽りの情報を流した場合、省エネルギー活動を管理する部門が改正を指令し、不法所得を没収し、尚且つ5万元以上10万元以下の罰金を科する。

第七十七条 本法の規定に違反して、本部門の従業員に無償でエネルギーを提供したか、或はエネルギーの消費に対する無料化を実行した場合、省エネ活動を管理する部門が期限付き改正を指令し、尚且つ5万元以上20万元以下の罰金を科する。

第七十八条 電力網企業が、規定に合致した熱電併給と余熱余圧を利用した発電ユニットを本法の規定にしたがって、電力網に連結運行しなかった場合、或は国の電力網連結電気価格の規定を執行しなかった場合、国家電力監督管理機構が改正を指令し、発電企業に経済的損失与えた場合、法に基づき賠償責任を負わなければならない。

第七十九条 建設部門が建築省エネルギー規準に違反した場合、建設主管部門が改正を指令し、20万元以上50万元以下の罰金を科する。

設計部門、施行部門、監理部門が、建築省エネルギー基準に違反した場合、建設主管部門が改正を指令し、10万元以上50万元以下の罰金に処する。情状が嚴重なものは、資質証書を発行する部門が資質等級を格下げするか、或は資質証書を取り上げる。損失を与えた場合は、法に基づき賠償責任を負う。

第八十条 不動産開発企業が本法の規定に違反し、家屋を販売するときに、販売する家屋のエネルギー措置、保温工事の保証期限などの情報を購入者に明示しなかった場合、建設主管部門が期限付き改正を指令し、期限が切れても改正しない場合は、3万元以上5万元以下の罰金に処する。上述の情報に対し虚偽の宣伝をした場合、建設主管部門が改正を指令し、5万元以上20万元以下の罰金を科する。

第八十一条 公共機構がエネルギー利用製品、設備を購入する際に、省エネルギー製品、設備政府購入リストに列挙された製品、設備を優先して購入しなかった場合、或は国が明文で淘汰を指令したエネルギー利用製品、設備を購入した場合、政府購入監督管理部門が警告を発すると同時に罰金に処する。直接の責任を負う主管人員とその他直接責任者に対しては法に基づいて処分する。

第八十二条 重点エネルギー利用部門が本法の規定に反してエネルギーの利用状況を報告したか、報告の内容が事実と違反する場合、省エネルギー活動を管理する部門が期限付き改正を指令し、期限が切れても改正しない場合は、1万元以上5万元以下の罰金を科する。

第八十三条 重点エネルギー利用部門が正当な理由なくして、本法の第五十四条の規定する改正要求の実行を拒むか、或は改善が要求に達成しない場合、省エネ活動を管理する部門が10万元以上30万元以下の罰金を科する。

第八十四条 重点エネルギー利用部門が、エネルギー管理ポストの設立、エネルギー管理責任者の招聘、省エネルギー活動管理部門に対する報告、関係部門での登録などの面で本法の規定を実行しなかった場合、省エネルギー活動を管理する部門が改正を指令する。改正を拒むものに対しては、1万元以上3万元以下の罰金に処する。

第八十五条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第八十六条 国家公務員が省エネ管理活動の中で、職権を濫用し、職責を軽んじ、私利に惑わされ不正を働いて犯罪を成す場合、法に基づき刑事責任を追究し、犯罪行為を成さない場合は、法に基づいて処分する。

第七章 附 則

第八十七条 本法は2008年4月1日から執行する。